感染性廃棄物を 適正に処理するために



< 略語 >

○法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

○令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)

○規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日厚令第35号)

○マニュアル

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf

(平成30年3月環境省 環境再生・資源循環局)

○ 医療関係機関等

病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、大学及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)をいう。(令別表第1の4の項、規則第1条第7項)

○ 医療廃棄物

医療行為等に伴って生ずる廃棄物をいう。

○ 感染性廃棄物

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、 若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

○非感染性廃棄物

医療行為等に伴って生ずる廃棄物のうち、感染性廃棄物以外の廃棄物をいう。

○ 医師等

医師、歯科医師及び獣医師をいう。

目次

1 章 排出事業者責任01
2 章 廃棄物の分別方法02
3章 廃棄物の管理
1 事務編 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 11
2 保管編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3 処理編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
4章 処理の委託
1 許可業者を選ぶ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2 契約を締結する18
3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する21
5章 廃棄物をめぐる先進的取組
1 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度29
2 医療廃棄物追跡管理システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
巻末 問合せ先

1章 排出事業者責任

廃棄物(特に産業廃棄物)の処理は、なぜ排出事業者責任なのでしょうか?

通常の商取引では所有権が移るとその時点で責任はなくなります。しかし、廃棄物については最終処分終了まで注意義務が発生し、不法投棄などの不適正処理が起こった場合は懲役や罰金といった厳しい罰則が科せられる可能性があります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」(法第3条第1項)

「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」(法第11条第1項)

これらは、「排出者責任の原則」と呼ばれています。廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。(出典:環境省平成 13 年版循環型社会白書)

すなわち、廃棄物は環境に負荷を与えているので、その廃棄物を出した者が、きちんと処理しなければならない、という考え方です。

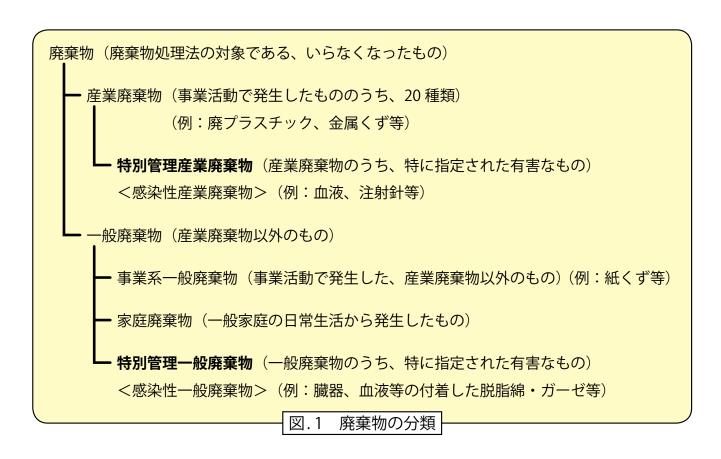
事業者が処理しなければならないというのは、必ずしも事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理する能力を持つ他の者に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味しています。

またその場合、産業廃棄物の発生から最終処分終了まで、処理が適正に行われるために必要なあらゆる措置を講じるよう努めなければならない(法第 12 条第 7 項)とされ、注意義務を負うことが明らかにされています。この規定に違反し、注意義務を怠ると、不法投棄現場の原状回復等の措置命令の対象となることもあります。(法第 19 条の 6)

このように、廃棄物処理法はとても厳しい法律です。とりわけ感染の危険を伴う感染性廃棄物は不適正な処理が行われると、重大な問題になってしまいます。次章から、適正に処理するための対応をみていくことにしましょう。

2章 廃棄物の分別方法

このパンフレットで説明する「廃棄物」は、図.1のように、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大きく分類されます。また、「感染性廃棄物」とはそのうち特に指定された有害なもの、「特別管理廃棄物」に該当し、「感染性産業廃棄物」と、「感染性一般廃棄物」に分かれます。



(1) 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等で医療行為に伴って排出される廃棄物」の通称であって、 法令上の用語ではありません。

「在宅医療廃棄物」は、家庭廃棄物に分類されることになります。

なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号)の規制を受けます。販売元と相談のうえ、処理してください。

(2) 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分類されます。(令第1条第8号(別表第1の4)、令第2条の4第4項(別表第1の4、別表第2)

また、医療関係機関等以外から発生した同様の性質を持つ廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

(3) 医療関係機関等

- イ 病院
- 口診療所
- ハ 衛生検査所 (臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項)
- 二 介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項)
- ホ 介護医療院(介護保険法第8条第29項)
- へ その他環境省令で定めるもの
 - 1 助産所
 - 2 獣医療法第2条第2項に規定する診療施設
 - 3 国又は地方公共団体の試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの)
 - 4 大学及びその附属試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの)
 - 5 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究 を行う研究所(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの)

(4) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

病院や診療所等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

- ① 感染性廃棄物
- ② 非感染性廃棄物 (医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの)
- ③ それ以外の廃棄物 (紙くず、生ごみ等、主に一般廃棄物)

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの、いずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いになりますので、許可業者に委託し処理してください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても、感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。(参照: p. 06 図 . 2)

非感染性廃棄物は、通常の産業廃棄物として処理することになります。診療所等においては、所在地の清掃事務所が収集する場合もありますので、当該区市町村の清掃事務所の指示に従ってください。

感染性廃棄物に該当するかどうかは、 $p.06 \sim 08$ の図 $.2 \sim 5$ を御覧ください。 (特定の薬品等、特別管理産業廃棄物に該当するものも別途ありますので、注意してください。)



(5) 紙おむつ

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで①、②に該当するものは、感染性廃棄物になります。

- ① 血液が付着したもの
- ② 次のような特定の感染症患者が使用したもの
 - イ 指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症
 - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
 - ハ感染症法で四類及び五類の一部

血液等が付着していなければ、イ〜ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物(事業系一般廃棄物)として区分されます。

ただし、使用後の紙おむつの排出については受入条件などが自治体により異なるため、その取扱いについて医療関係機関等、処理業者、地元自治体(区市町村)との間で十分調整する必要があります。

使用後の紙おむつの取扱いについては、p.09~10の表.1、2を御覧ください。

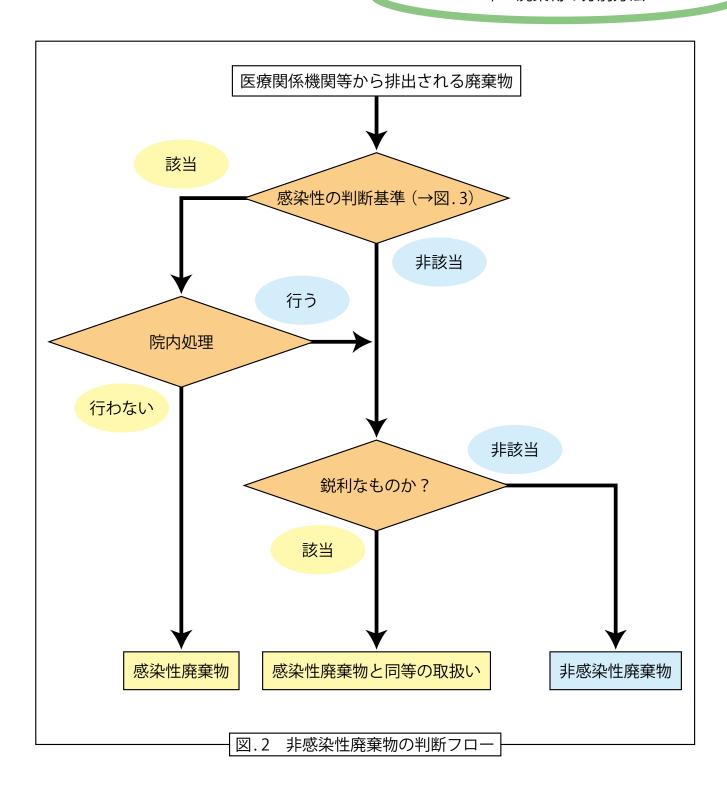


(6) その他

判断フロー等で判断できないものは、医師等により感染性のおそれを最終的に判断し分別 を行いますが、当該廃棄物の感染性の有無だけでなく

- ① 当該廃棄物はどのように取扱う必要があるか?
- ② 感染性を喪失させる処理は必要か?
- ③ 非感染性廃棄物の処理ルートで処理しても大丈夫か?

などの観点を考慮に入れて、適切な分別を行うようにしてください。





感染性廃棄物の判断フロー

【STEP 1】(形状)

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

- ① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)
- ② 病理廃棄物 (臓器、組織、皮膚等 (注1))
- ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの (注2)
- ④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)(注3)



いいえ

【STEP 2】(排出場所)

感染症病床 (注4)、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において 治療、検査等に使用された後、排出されたもの

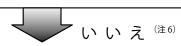


いいえ

【STEP 3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等(ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。)(注5)





非感染性廃棄物

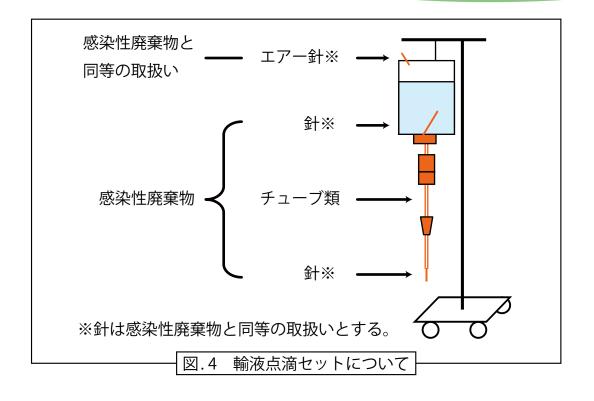
- (注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 - ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 - ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)
- (注1) ホルマリン漬臓器等を含む。
- (注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- (注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等
- (注 4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症の病床
- (注 5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

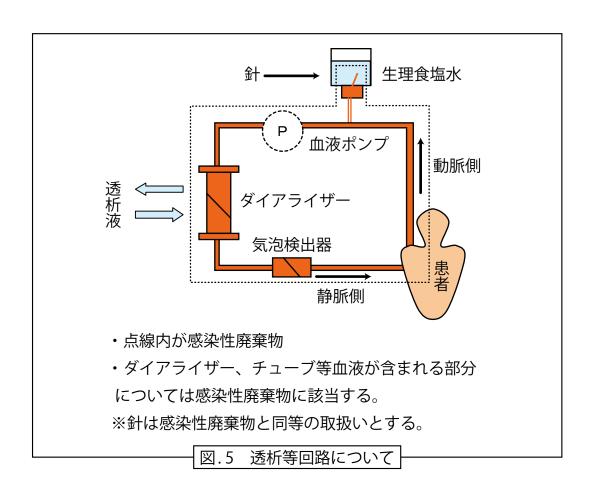
なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)伝染性紅班、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参照:p. 09 表 . 1)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注 6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (一部東京都により改変)

図.3 感染性廃棄物の判断フロー





(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (一部東京都により改変)

表.1 感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の 分類	感染症名	紙おむつ の取扱い (※ 1)(※ 2)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱	0	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が H5N1、H7N9 であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。)	0	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	0	
	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。)	0	
四類	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症	×	ただし、血 液等が付着 したものは、 感染性廃棄 物に該当す る。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。)、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、カルパへネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症	×	ただし、血 液等が付着 したものは、 感染性廃棄 物に該当す る。
新型インフルエ ンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	0	
指定感染症		0	
新感染症		0	

^{※1 ○:}感染性廃棄物 ×:非感染性廃棄物

^{※2} 〇、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

⁽出展) 廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物マニュアル

表.2 感染症法上の分類(平成30年6月現在)

 感染症法の 分類	感染症名			
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱			
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコ MERS コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥(H7N9)				
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス			
四類	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)を除く。)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、鼻疸、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疸、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱			
五類	アメーバ赤痢、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。)、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルパへネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性弛緩性麻痺、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。)、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、水痘(入院例に限る。)、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウィルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症			

(東京都作成)

3章 廃棄物の管理

1 事務編

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(法第12条の2第8項)

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正 に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は、歯科衛生士(ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合)
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者*1
- ③ 法に定める資格(規則第8条の17)を持った者※2
- 注)感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(現像液、定着液など)を排出する場合は、②又は③の資格が 必要です。

※1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問合せ先:(一社)東京都産業廃棄物協会

他県会場の問合せ先:(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

※2 環境衛生指導員歴 2 年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、30 日以内に都知事に報告してください。(東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱)

産業廃棄物対策課のホームページから届出様式、記載例等が入手できます。

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/special_management/plan/plan.html

(3) **多量排出事業者の処理計画の作成**(法第12条の2第10項、同第11項)

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間 50 トン以上である病院等(「多量排出事業者」)は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告してください。

提出及び問合せ先:資源循環推進部計画課 TEL: 03 - 5388 - 3572

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial waste/notification/summary processing/summary processing.html

(4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注 意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底するようにしてください。

(5) 帳簿の記載と保存(法第 12 条の 2 第 14 項、法第 7 条第 15 項、同第 16 項)

感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物を生ずる事業所又は施設内処理等で一定規模以上の産業廃棄物処理施設(法第15条第1項)を設置する医療関係機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務付けられています。

なお、運搬又は処分を委託した場合には、当該委託に係る事項は記載不要です。

○帳簿の記載事項

(自ら運搬)

- ① 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- ② 運搬年月日
- ③ 運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ④ 保管積替え場所ごとの搬出量

(自ら処分)

- ① 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称と所在地
- ② 処分年月日
- ③ 処分方法ごとの処分量
- ④ 処分後の持出先ごとの持出量

○ 帳簿の取扱い

- ① 翌月中までに記載すること
- ② 1年間で閉鎖する
- ③ 閉鎖してから5年間保存する

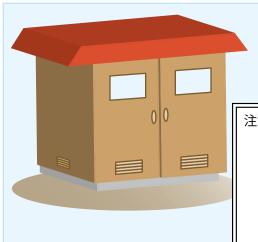
2 保管編

(1) **感染性廃棄物の保管**(法第12条の2第2項、規則第8条の13)

- ・周囲に囲いをする。
- 保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかる ように、取扱注意の表示をする。(図.6)
- ・感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行う。専用の保管施設が設置で きない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮する。

(診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください!)

- ・感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にする。
- ・やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫に入れ るなどする。



縦及び横それぞれ 60cm 以上の掲示板には以下のことを明示すること

- ・特別管理産業廃棄物の保管場所であること
- ・保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ・管理者の氏名・名称及び連絡先
- 最大保管量

注意

- ・感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立入禁止
- ・許可なくして梱包容器の持ち出し禁止
- ・梱包容器は破損しないように慎重に取扱うこと
- ・梱包容器の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください 特別管理産業廃棄物管理責任者 〇〇 ××

連絡先 Tel: 〇〇-××××-□□□□

図.6 感染性廃棄物保管場所

(2) 梱包(令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2)

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な(密閉できる、収納しやすい、損傷し にくい)、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してくださ い。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分 別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの … 密閉容器
- ② 固形状のもの ……… 丈夫なプラスチック袋を二重にして使用又は堅牢な容器
- ③ 鋭利なもの ……… 耐貫通性のある丈夫な容器

(3) 表示(令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1項第1号、規則第1条の10) 関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図.7のバイオハ ザードマークを付けてください。



- ① 液状又は泥状のもの(血液等) …… 赤色
- ② 固形状のもの(血液等が付着したガーゼ等)…… 橙色
- ③ 鋭利なもの (注射針等) ……… 黄色







非感染性廃棄物の梱包容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図.8のとおり 行ってください。

一部の自治体では、この非感染性廃棄物ラベルを指定している場合もありますので、所在 地の清掃事務所にお問い合わせください。



図.8 非感染性廃棄物ラベル

3 処理編

(1) 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、以下の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた処理後物は、非感染性廃棄物として取扱うことができます。(<u>鋭利なものは感染性を失わせても感染性廃棄物とし</u>て取扱ってください。)

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 溶融設備を用いて溶融する方法
- ③ **高圧蒸気滅菌(オートクレーブ)装置を用いて滅菌する方法** (さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
- ・乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
- ⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法

(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒をしてください。

(「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(平成4年厚生省告示第194号)」)

※ 施設内処理の注意点

- ・焼却又は溶融設備を用いる場合、都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前 に産業廃棄物対策課審査担当(参照:巻末問合せ先)にお問い合わせください。
- ・焼却又は溶融設備を用いる場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第 126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、医療関係機関 等の管理者の方は、緊急対応時のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてく ださい。

4章 処理の委託

医療関係機関等で廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第 12 条第 5 項、法第 12 条の 2 第 5 項) 処理を委託する場合は、次の 3 点に気をつけてください。

1 許可業者を選ぶ

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」(処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

○収集運搬業者選択のポイント

- ・収集運搬させたい廃棄物の品目について許可を取っているか?
- ・廃棄物を排出する自治体と、持込先の自治体の両方で許可を取っているか? (通過するだけの自治体の許可は必要ありません。)

○ 処分業者選択のポイント

- ・処分させたい廃棄物の品目について許可を取っているか?
- ・中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか?

2章で、医療関係機関等から排出される廃棄物には「感染性廃棄物」、「非感染性廃棄物」、「その他廃棄物」の3種類があるという整理をしました。(参照:p.04)

① 感染性廃棄物

感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれについても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できることになっています。(法第14条の4第17項、規則第10条の20)

従って、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約するようにしてください。

② 非感染性廃棄物

非感染性廃棄物は、感染性はありませんが産業廃棄物であることは変わりませんので、 該当する区分の許可を有する業者と契約してください。(例:廃プラスチック類)

③ それ以外の廃棄物

①、②以外の廃棄物は、主に一般廃棄物になりますので、所在地の清掃事務所に御相談ください。

処理業者の選定方法には、以下のような方法があります。

(1) ホームページで処理業者を検索する

東京都知事の許可を受けた処理業者は、産業廃棄物対策課のホームページから検索することができます。

また、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページで全国の許可業者が検索できます。

○ 東京都産業廃棄物処理業者検索システム

URL: https://www.kankyo-sanpai.jp/sanpaisearch/search_input.aspx

○ 産廃情報ネット 情報開示支援システム

URL: http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php

(2) 業界団体に問い合わせる

一例として(一社)東京都産業廃棄物協会(参照:巻末問合せ先)では、会員である処理 業者の紹介を行っています。

東京都環境局は行政機関ですので、個別の業者紹介は行っておりません。

2 契約を締結する

委託する処理業者が決定すると、次はいよいよ契約を結ぶことになります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は**必ず書面**で行うことと規定されています。(令第6条の2第4号、令第6条の6第2号)

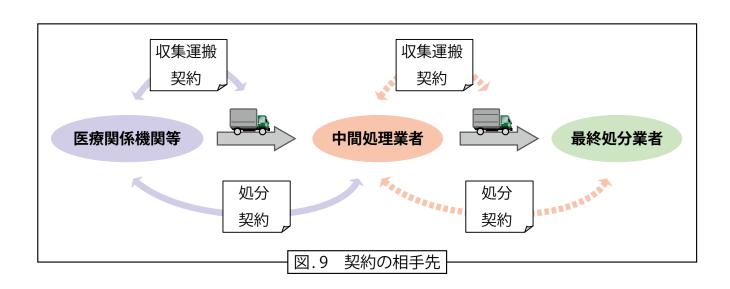
口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の 対象になる場合があります。よくあるケースで「ついでにこれも持っていって・・・」、これが重大は法律違反となってしまうのです。

それ以外の重要なポイントを以下にまとめます。

(1) 必ず二者契約する (法第 12 条第 5 項)

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。

収集運搬業者だけと契約している場合は、搬入先の処分業者と契約していないことになり、法令違反となってしまいます。(ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません。)



(2) 契約書に許可証の写しを添付する (規則第8条の4)

許可証の写しの中で、以下の部分を特に確認してください。

○許可の有効期限

期限が切れていると、無許可業者に委託したことになります!

○許可の区分・条件

感染性廃棄物の許可のない処理業者は感染性廃棄物を扱うことができません。

○許可の自治体名

収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。例えば東京都から福島県の処分場まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

(3) 契約書に含めなくてはならない必要事項(令第6条の2第4号)

廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載しなければならない必要事項が規定されており、p. 20 表 . 3 に示しています。

実際の契約書の内容については、産業廃棄物対策課のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を作成、配布しておりますのでこちらを参考にしてください。

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission.html

(4) 契約書は5年間保存する(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3、同第8条の16の4)

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間 保存してください。

表.3 委託契約書に含める事項

以西た久百	委託の種類への対応			
必要な条項 	収集運搬	処 分		
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用		
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用		
運搬の最終目的地	適用			
処分又は再生の場所の所在地		適用		
処分又は再生の方法		適用		
処分又は再生の施設の処理能力		適用		
最終処分の場所の所在地		適用		
最終処分の方法		適用		
最終処分施設の処理能力		適用		
委託契約の有効期間	適用	適用		
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用		
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用		
積替え又は保管(収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る)				
積替え保管場所の所在地	適用			
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用			
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用			
委託者側から適正処理に必要な情報				
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用		
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用		
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用		
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用		
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用		
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用		
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用		
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用		
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用		

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する

マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけのものではなく、排出事業者が自ら交付すること(法第 12 条の 3 第 1 項)と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上で交付してください。

マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト規定事項不記載違反になる場合がありますので、御注意ください。

マニフェストに関する重要なポイントを以下にまとめます。

(1) 最終処分終了まで確認する (法第12条の3第6項、規則第8条の26)

マニフェストの流れは、p. 23 図. 10 のようになります。

マニフェストは、運搬(B2票)、中間処分(D票)、最終処分(E票)が終了するごとに、処理業者から送付されます。控えのA票と戻ってきたマニフェストにより適正処理されたことを確認します。

マニフェスト(A、B2、D、E 票)は交付した日また送付を受けた日から 5 年間保存しなければなりません。

(2) マニフェストが戻ってこない場合(法第12条の3第8項、規則第8条の29)

マニフェストが定められた期間内 (p. 22 表. 4) に戻ってこない場合や、記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都へ報告してください。

感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、30日以内に都知事に報告(措置内容等報告書)を行わなければなりません。 様式は、産業廃棄物対策課のホームページで入手することができます。

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/index.html#cms3

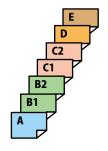
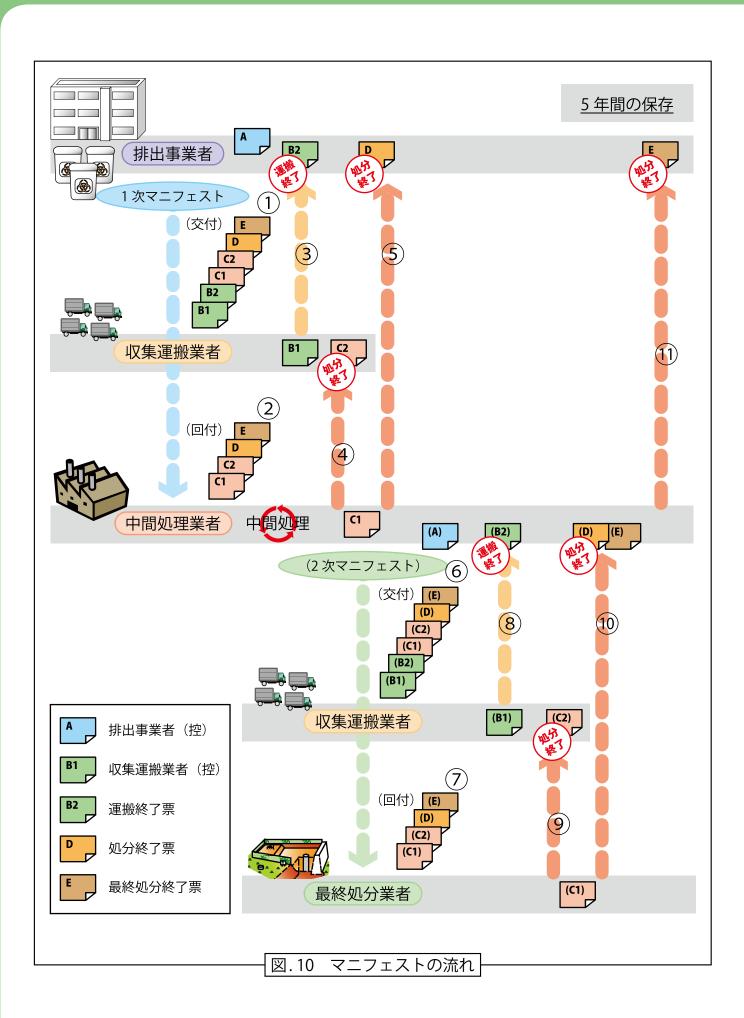


表.4 定められた期間(マニフェスト)

	主旨	ルート	処理業者の送付期限	排出事業者が送付を 受けるまでの期限
Α	控え	排出事業者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者⇒排出事業者	運搬を終了した日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物の場合は 60 日
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者⇒運搬業者		
D	処分終了	処分業者⇒排出事業者	処分を終了した日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物の場合は 60 日
Е	最終処分終了	処分業者⇒排出事業者	2 次マニフェスト* の E 票の 送付を受けた日から 10 日	交付の日から 180 日

^{*2}次マニフェスト:中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと



(3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する(法第12条の3第7項、規則 第8条の27)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物を排出した事業者が前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、図.11に示した様式にまとめ、毎年6月30日までに都道府県知事又は政令市長へ提出するものです。

医療関係機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェスト管理等に 十分留意してください。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

			産	業廃棄物管理票交付	等状況報告書(年度)			Æ		
都	S道府県知事 殿								年	月	日
	(市 長)					電話番号	ては名称及び代表者	の氏名)			
	棄物の処理及び清掃に	関する法律第 12 条の	3第7項の規定に基づ	き、年度の産業	廃棄物管理票に関する	る報告書を提出します					\neg
	事業場の名称						業種				4
事	業場の所在地	1			電話番号						
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可 番号	運搬受託者の氏名 又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可 番号	処分受託者の氏名 又は名称	処分場	所の住所	近
1											
2											
3											
4											

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再委託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

図.11 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式

○記載のポイント

- ① 前年度4月1日から3月31日までに交付したマニフェストについてまとめる。
- ② 事業所単位でまとめる。
- ③ 都内(八王子市を除く)で排出した(特別管理)産業廃棄物について、東京都に報告する。

(他道府県で排出したものについては、当該排出場所の産業廃棄物所管部署に提出する。)

④ 産業廃棄物の種類ごと、委託業者ごとに分けて記載する。

東京都における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の取扱いは、産業廃棄物対策課のホームページで情報提供しています。

また、<u>法定様式に準ずる東京都様式(PDF 様式及び Excel 様式)</u>、記載例、Q&A なども入手することができますので、参考にしてください。

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial waste/notification/summary delivery status.html

○ 提出方法

毎年4月1日から6月30日まで受付けます。

提出先:東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 第二本庁舎 19 階北

*封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と御記入ください。

(4) 電子マニフェストの利用をご検討ください

電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。電子マニフェストの流れは、p. 28 図. 12 のようになります。

また、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)業者が提供するシステムを介して情報処理センターに接続する方法(EDI接続)もあります。接続業者により廃棄物の追跡管理や帳票管理など、様々な追加機能を提供しています。(p. 28 図. 13)

○ 電子マニフェストの長所

- ① 事務の効率化
 - ・マニフェストの5年間保存が不要
 - ・処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認も容易
 - ・管理票データの加工が容易
 - 事務の効率化による人件費の削減
- ② 法令遵守
 - ・マニフェストの誤記、記載漏れを防止
 - 委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止
- ③ データの透明性
 - ・マニフェストの偽造を防止
 - ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存
- ④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

特に④(参照:p. 24)については、電子マニフェスト情報を取りまとめる情報処理センターから各行政に報告を行うため、事業者自らの提出が不要になります。ただし、電子マニフェストを利用しなかった処理がある場合には、該当する分について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を行政に提出する必要があります。

○ 電子マニフェストの利用料金 (税込)

	排出事	事業者	(D.#.)军机		処分業者		
料金区分	A 料金	B 料金	収集運搬 業者	処分報告	A 料金	B 料金	
	A 种並	D个十立	T T	機能のみ	処分報告機能-	+ 2次登録機能	
基本料 (年額)	25,920円	1,944円	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円	
使用料 (1件につき)	10.8円	21.6円 (91件目から)			10.8円	21.6円 (41件目から)	

排出事業者は、A料金かB料金のいずれかを選択します。

- ・B 料金の使用料は、登録件数 90 件までは基本料の中に含まれます。
- ・年間の電子マニフェストの登録件数が 2,401 件以上の場合は、A 料金の方がお得です。

(少量排出事業者団体加入割引料金)

病院・診療所等の少量排出事業者が30者以上まとまって電子マニフェストに加入する場合を対象とした、B料金の基本料を不要とする従量制の料金体系が導入されます。(基本料金1,944円が不要で、登録情報1件につき21.6円)

詳細については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターにお問合せください。

○ 電子マニフェストの普及

電子マニフェストの普及については、「第三次循環型社会形成推進基本計画(平成 25年 5月閣議決定)」において、「電子マニフェストの利用割合について平成 28年度において 50%拡大する」という目標が設定され、これについては平成 29年 9月に達成しています。

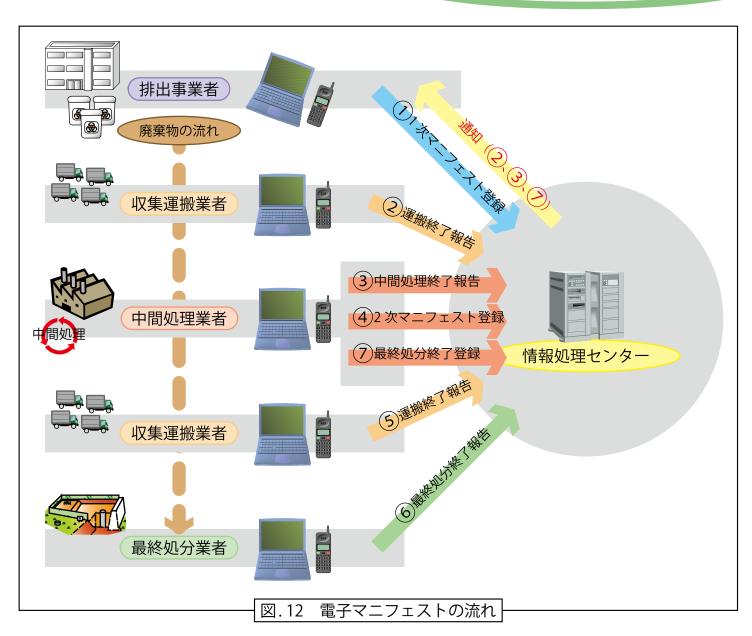
また、平成32年4月1日からは、前々年度の特別管理産業廃棄物の発出量が50t以上の事業場を設定する事業者に対して電子マニフェストの使用が義務付けられました。

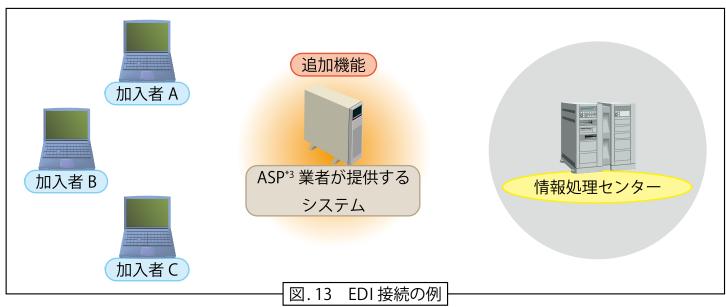
・電子マニフェストに対応している処理業者の検索 産廃情報ネット 情報開示支援システム

URL: http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php

・電子マニフェストの問合せ先

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター (参照:巻末問合せ先)





^{*3} ASP (Application Service Provider)

業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客にレンタルする事業者のこと。利用者はパソコン等からインターネット経由で ASP 業者が提供するサーバーにアクセスし、インストールされた業務用ソフトを利用する。

5章 廃棄物をめぐる先進的取組

1 排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度

平成 17 年 3 月に東京都廃棄物条例が改正され、排出事業者と処理業者の適正処理への取組の報告を受け、公表する制度が創設されました。平成 17 年 9 月より制度が実施され、産業廃棄物対策課のホームページで、その取組内容が順次公表されています。

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/notification/publication.html

(1) 排出事業者

一定規模以上の建設業や製造業、細心の注意のもとに取扱われるべき感染性廃棄物や特定 有害産業廃棄物を排出する病院、大学、自然科学研究所、血液センター、衛生検査所を対象 とし、処理業者の選定方法や処理の履行状況確認方法、社内及び下請業者、部品納入業者等 への教育など、適正処理の徹底を確保するための取組を公表しています。

医療関係機関等では、病院、血液センター、衛生検査所を対象としています。

(2) 処理業者

中間処理施設、最終処分場及び積替保管施設を有する産業廃棄物処理業者を対象とし、月でとの搬入・搬出実績や廃棄物の保管状況、施設の稼働状況などを公表しています。

これらの取組により、排出事業者の意識の向上が図られ、適正処理の確保に向けた取組が 促進されます。

処理業者に対しては、処理の状態が公表されることにより、処理業者に対する社会的信頼 性が高まるとともに、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選定できるようになります。

報告 • 公表制度 (東京都廃棄物条例)

排出事業者

- 一定規模以上の建設業、製造業
- ・感染性廃棄物を排出する病院など

減量・適正処理を図るために講じている事項

- ・廃棄物処理の管理体制
- ・適正な業者選定、処理の履行確認など

処理業者

- ・施設を持つ処理業者
- ・ (積替保管を行う収集運搬業者・処分業者)

産業廃棄物の処理状況

- ・運搬受託量、積替保管場所ごとの保管量
- ・処分受託量、処分後の持出量
- ・その他適正処理の実現を示す事項など





図.14 報告・公表制度の概要

(第3号様式-第2面)
2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項 (1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針
(1) 産来免未物の機量及び過止など生に体る性占上の分割
(2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況
① 総括的な責任を担う組織(以下「総括的組織」という。)の名称
② 総括的組織が取り組んでいる事項
ア 社内(病院内)における産業廃棄物の管理体制
□ 経営者層を含めた、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する委員会等を設置している。
□ 産業廃棄物処理※4の委託先の選定・契約に関与する組織の間で、産業廃棄物処理につ
いて必要な情報を共有している。
□ 産業廃棄物処理の履行状況の確認に電子マニフェスト*5を導入している。 □ 産業廃棄物処理の履行状況の確認にGPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物
□ 産未廃来物処理の履行状况の確認にGFSや1Cタグ等の11を沿用した産未廃来物 の追跡システムを導入している。
□ 産業廃棄物の保管場所を管理するための体制を構築している。
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。
<策定している手順書に含まれている内容>
□ 適正な処理委託契約を行うための手順
□ 特別管理産業廃棄物に該当するか否かを判断するための手順 □ 適正な分別や保管の手順
□ 過止なガがくは目の子//ikg □ 紙マニフェスト*6及び電子マニフェスト(以下「マニフェスト等 という。)の
運用を適正に行うための手順
□ 処理施設を設置している場合、施設での適正な処理を行うための手順
□その他(
□ 事故発生時の連絡対応の体制を構築している。 □ 産業廃棄物の適正処理に係る内部監査の実施体制を構築している。
□ 産業廃棄物の適正処理に除る内部監重の実施体制を構築している。 □ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する情報を外部発信するための体制を構築してい
3.
□ 業務委託先等の関連事業者を含めた、減量及び適正処理確保のための体制を構築して
いる。
□ その他())
イ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する社内(病院内)のコミュニケーション □ 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。
□ 産来廃棄物の併山へん、牙が木ん、床目木ん、処理美績を把握している。 □ 有害化学物質の使用状況を把握している。
□ 産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
□ 産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。
<把握している内容>
□ 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況
□ 図.15 病院報告様式(抜粋)
└─────

2 医療廃棄物追跡管理システム

感染性廃棄物は、たとえ一個でも不法投棄等の不適正処理をされた場合、社会や環境に与える影響が非常に重大なものとなるため、排出事業者責任が厳しく問われます。また、現在に至るまで、数次にわたる廃棄物処理法の改正により、その責任は強化されてきました。

こうした状況において、医療機関の皆さまが安心して廃棄物の処理を委託できる処理業者 を選べるような基盤整備を目的として、東京都環境局では、公益財団法人東京都環境公社が 管理・運営している医療廃棄物追跡管理システムの活用を推奨しております。

(1) システムの概要

本システムは、医療機関のみなさまに安心してご活用いただけるよう

- ① 電子マニフェストの利用
- ② 東京都の優良性基準適合認定業者

を組み合わせた廃棄物の適正な処理状況を追跡・管理できる仕組みになっています。

《参加状況》※平成30年3月末現在

21 地区医師会、52 病院、1,089 医院(診療所・クリニック)

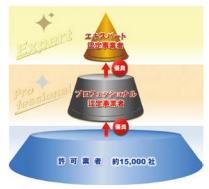
東京都の優良性基準適合認定制度とは・・・

《目的》

東京都では、「**健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展」、「優良な処理業者の 育成と適正処理の推進」、「排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供」**を目的として、第 三者評価機関による優良な処理業者の認定を行っています。

《特徴》

- ① 2つの認定区分(産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル)を設置
- ② 産業廃棄物の「適正処理」、「資源化」、「環境に与える負荷の少ない取組」の各取組を、 東京都から指定を受けた第三者評価機関が、**書類及び現地にて厳正に審査**
- ③ 有識者等による審査会で公平・公正な評価を行い、優良な産業廃棄物処理業者を認定



制度イメージ図





認定ロゴマーク

(2) システム導入のメリット

本システムを活用するメリットは、以下のとおりです。

- ① 優良な産業廃棄物処理業者による適正処理が可能
- ② 事務負担の軽減(帳簿の記帳、マニフェストの保管など)
- ③ 行政庁(都知事)へのマニフェスト交付状況報告を自動化
- ④ Web 上で処理状況の即時把握が可能
- ⑤ マニフェスト記載事項の改ざん防止
- ⑥ 個別追跡管理や重量管理の組み合わせるにより精度の高い廃棄物処理が可能

(3) システムを使った情報管理の流れ

追跡管理システムを使った情報管理の流れは、以下のとおりです。(図 16)

- ① 収集運搬会社がスマートフォンを使用し、収集情報を公社情報センターに送信
- ② 公社情報センター経由で、自動的に JWNET へ電子マニフェスト情報が登録公社にて、送信データを追跡・監視
- ③ 収集運搬会社が中間処理施設で個数を確認、搬入データを公社情報センターに送信
- ④ 公社情報センターからメール等で処理状況を通知
- ⑤ マニフェスト情報は、公社から JWNET を通じ、自動的に行政庁(都知事)へ報告

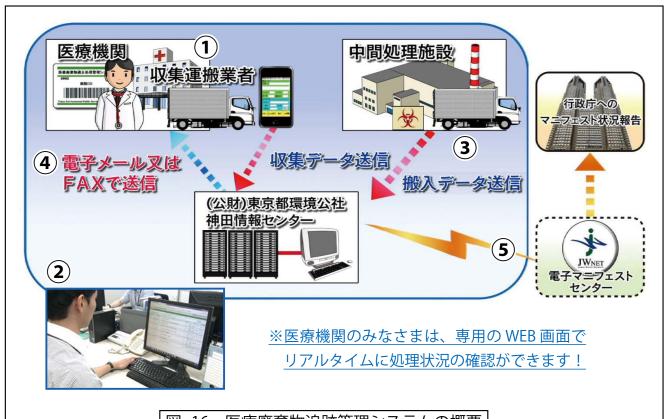


図.16 医療廃棄物追跡管理システムの概要

(4) システムの利用形態

システムの利用形態は、排出量や医療機関の規模に応じて選択できます。

- ① 電子マニフェストと優良な産業廃棄物処理業者の組合せを基本とする方式
 - 排出個数が少ないが、適正処理と事務の効率化を図りたい医療機関向け (主に診療所、クリニック等へ導入)



- ② ①を原則として、オプションとしてバーコードによる個別追跡管理を組み合わせる方式
 - 医療廃棄物を1個1個、個別に追跡し、より確実な適正処理を確保したい医療機関向け (主に民間病院等へ導入)



- ③ ②の個別追跡に加えて電子秤による 1 個あたりの重量管理を組み合わせる方式
 - 個別追跡管理に重量管理も含めて、より確実な適正処理を確保したい医療機関向け (主に都立病院等へ導入)



医療廃棄物追跡管理システムの問い合わせ先

公益財団法人東京都環境公社

(参照:巻末問合せ先)

問合せ先

東京都環境局窓口

(23区・島しょ地域)

資源循環推進部 産業廃棄物対策課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

都广第二广舎19階

指導担当 Tel:03-5388-3586

審査担当 Tel:03-5388-3587

規制監視担当 Tel:03-5388-3589

不法投棄対策担当 Tel: 03-5388-3446

(多摩地域)

多摩環境事務所 廃棄物対策課

〒190-0022 立川市錦町4-6-3

東京都立川合同庁舎 3 階

浄化槽担当 Tel: 042-528-2692

審査担当 Tel: 042-528-2693

規制指導担当 Tel:042-528-2694

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/contact/index.html

(都庁) (多摩環境事務所)

○ 医療廃棄物全般について 指導担当 規制指導担当

○ 処理施設、処理業者の許可について 審査担当 審査担当

○ 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出 規制監視担当 規制指導担当

○ 措置内容等報告書 規制監視担当 規制指導担当

○ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について 規制監視担当、指導担当

(一社) 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階

Tel: 03-5283-5455

URL: https://tosankyo.or.jp

- ○処理業者の紹介
- ○マニフェストの購入
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習について

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

Tel: 0800-800-9023 (サポートセンター)

URL: https://www.jwnet.or.jp/

○ 電子マニフェスト制度について

○ 電子マニフェストの加入について

(公財) 東京都環境公社

〒130-0022 墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

Tel: 03-3644-2189 (代)

URL: https://www.tokyokankyo.jp/

○ICタグによる個別追跡管理システムについて

環境省環境再生・資源循環局

Tel: 03-3581-3351 (代表)

URL: https://www.env.go.jp/

○法令・告示・通達の検索

⇒ https://www.env.go.jp/hourei/

○「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

⇒ https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf

注意:産業廃棄物処理に係る個別の事例判断は、各都道府県等で行っています。

平成30年度

登録第 48 号

環境資料第 30064 号

感染性廃棄物を適正に処理するために

平成 30 年 11 月発行 (30 環廃産第 380 号)

発行 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

東京都新宿区西新宿2-8-1

Tel: 03 — 5388 — 3586

印刷 シンソー印刷株式会社



